## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年4月20日

【会社名】 株式会社トーホー

【英訳名】 TOHO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古賀 裕之

【本店の所在の場所】 神戸市東灘区向洋町西5丁目9番

【電話番号】 (078)845-2400(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 佐藤 敏明

【最寄りの連絡場所】 神戸市東灘区向洋町西5丁目9番

【電話番号】 (078)845-2400(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 佐藤 敏明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

### 1【提出理由】

平成29年4月18日開催の当社第64回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成29年4月18日

#### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 期末配当に関する事項 当社普通株式 1 株につき金25円00銭 総額272,940,325円 ロ 効力発生日

平成29年 4 月19日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、上野裕一、古賀裕之、佐藤敏明、山中幹生、奥村一人、前中潔、泉博二、大森伸一、中井康之の9名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、井上嗣朗を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)に改定する。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額5百万円以内に改定する。

# (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び<br>賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|------|--------------------|
| 第1号議案 | 81,340 | 136   | -     | (注)1 | 可決 (96.90%)        |
| 第2号議案 |        |       |       | (注)2 |                    |
| 上野 裕一 | 78,087 | 3,389 | -     |      | 可決(93.02%)         |
| 古賀 裕之 | 81,038 | 438   | -     |      | 可決(96.54%)         |
| 佐藤 敏明 | 79,046 | 2,430 | -     |      | 可決(94.16%)         |
| 山中 幹生 | 81,150 | 326   | -     |      | 可決(96.67%)         |
| 奥村 一人 | 81,161 | 315   | -     |      | 可決 (96.68%)        |
| 前中潔   | 81,143 | 333   | -     |      | 可決 (96.66%)        |
| 泉博二   | 81,149 | 327   | -     |      | 可決 (96.67%)        |
| 大森 伸一 | 81,099 | 377   | -     |      | 可決(96.61%)         |
| 中井 康之 | 80,973 | 503   | -     |      | 可決 (96.46%)        |
| 第3号議案 | 79,205 | 2,271 | -     | (注)2 | 可決 (94.35%)        |
| 第4号議案 | 78,794 | 2,682 | -     | (注)1 | 可決 (93.86%)        |
| 第5号議案 | 80,747 | 729   | -     | (注)1 | 可決 (96.19%)        |

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案の賛否について確認できた分を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上